

今後重点的に取り組む施策

1	待機児童対策	1
2	保育人材確保	3
3	保育料軽減の充実	5
4	病児・病後児保育体制の整備	6
5	放課後の子どもの居場所の整備	8

H 2 8 . 3 . 2 4

第 1 1 回 兵庫県子ども・子育て会議 資料

1 待機児童対策

現状

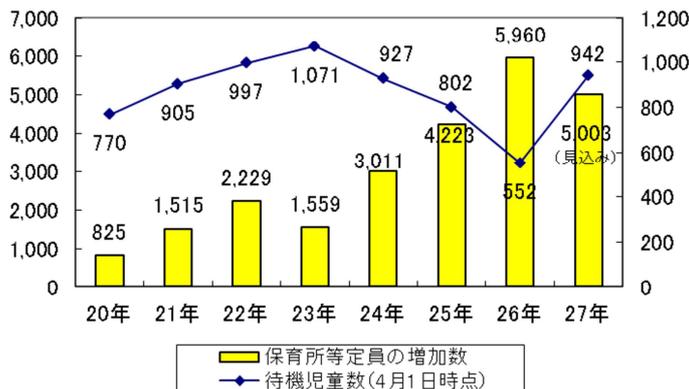
- 1 「ひょうご子ども・子育て未来プラン」に沿って、需要に対応した保育量を確保し、平成29年度末までに待機児童の解消を目指しているところ
- 2 本年度、待機児童数は3年ぶりに増加（㉔552人→㉕942人）
（増加状況等）
 - （1）定員増に努めたが（㉔5,960人増）、新制度の開始で利用申込者が急増（約7,000名増）
 - （2）阪神・東播磨地域の都市部中心に増加
 - （3）神戸市では保育所整備や小規模保育拡充により大幅減（㉔123人→㉕13人）

各年度4月1日時点における待機児童数

（単位：人）

圏域名	市 町 名	年度				
		23	24	25	26	27
神戸	神戸市	481	531	337	123	13
阪神南	尼崎市	44	47	74	80	68
	西宮市	279	81	0	0	76
	芦屋市	30	48	36	21	22
阪神北	伊丹市	0	0	33	13	132
	宝塚市	90	91	128	103	7
	川西市	19	14	21	31	58
	三田市	23	13	33	33	48
	猪名川町	0	0	0	0	0
東播磨	明石市	48	50	63	76	156
	加古川市	19	40	48	46	252
	高砂市	0	0	0	0	0
	稲美町	0	0	0	0	11
	播磨町	0	0	0	0	6
北播磨	西脇市	0	0	0	0	0
	三木市	0	0	0	0	0
	小野市	0	0	0	0	0
	加西市	0	0	0	0	0
	加東市	0	0	0	0	0
	多可町	0	0	0	0	0
中播磨	姫路市	38	12	6	0	67
	神河町	0	0	0	0	0
	市川町	0	0	0	0	0
	福崎町	0	0	0	0	0
西播磨	相生市	0	0	0	0	0
	たつの市	0	0	0	0	0
	赤穂市	0	0	0	0	0
	宍粟市	0	0	0	1	0
	太子町	0	0	0	0	26
	上郡町	0	0	0	0	0
但馬	佐用町	0	0	0	0	0
	豊岡市	0	0	23	25	0
	養父市	0	0	0	0	0
	朝来市	0	0	0	0	0
	香美町	0	0	0	0	0
丹波	新温泉町	0	0	0	0	0
	篠山市	0	0	0	0	0
	丹波市	0	0	0	0	0
淡路	洲本市	0	0	0	0	0
	南あわじ市	0	0	0	0	0
	淡路市	0	0	0	0	0
県内合計		1,071	927	802	552	942
全 国		25,556	24,825	22,741	21,371	23,167

兵庫県の待機児童数・保育所等定員増加数の推移



3 県の主な取組み

保育環境の整備（保育所の整備促進、認定こども園への移行及び整備促進、小規模保育等の地域型保育事業の推進）

課題

1 待機児童の約 6 割を占めている 1・2 歳児受入れの一層拡大を含め、受け入れ体制の整備促進

取組方向

- 1 実施主体である市町において、保育のニーズを的確に把握し、確保方策の進捗や実態を踏まえた計画の見直しを強化するよう働きかけ
- 2 国・県制度の活用による整備の前倒しや小規模保育の活用等を含め、市町と協議

就学前の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保時期（単位：人）

2、3号認定の子ども (学校教育の利用希望除く)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (①)	101,176	100,528	99,402	98,180	97,023
確保方策 (②)	94,204	97,069	99,109	98,180	97,023
差引 (②-①)	△6,972	△3,459	△293	0	0

※「ひょうご子ども・子育て未来プラン」より

保育所等整備予定（H28年度）（単位：か所）

計	保育所		認定こども園	小規模保育 事業に係る 施設
	うち 整備	うち 賃貸		
78	67	11	32	45

県内の認定こども園設置数（単位：か所）

	H27.4.1	H28.4.1 予定
認定こども園設置数	230	322
認定こども園目標設置数	231	338

※政令・中核市の幼保連携型を含む。

なお、目標設置数はひょうご子ども・子育て未来プランによる

【H28年保育所等定員の増加数】

4,823人（速報値）

2 保育人材確保

現状

- 1 県内の保育人材の不足が顕在化（H27.12 有効求人倍率：1.69）
- 2 保育士養成校卒業者のうち、保育士になる者は4割程度
- 3 保育士資格を有するが保育士として勤務していない者（潜在保育士）は、県内で約3.5万人（資格保有者の約7割）（推計）
- 4 保育士の平均勤続年数は全職種平均よりも短い
- 5 有資格者が保育士への就業を希望しない理由では、勤務条件への不満と並んで職務遂行への不安が多い

県内の保育士に関する有効求人倍率

区分	H26.12	H27.12
県内有効求人倍率（保育士）	1.47	1.69

県内指定保育士養成校卒業生の就職状況等（26年度）

	項目	人数	割合
①	県内指定保育士養成施設卒業生数	3,561人	—
②	①のうち保育士資格取得者	2,921人	82.0%(②/①)
③	②のうち保育所就職者数	1,451人	40.7%(③/①)
	保育士試験合格者数（H26）	875人	

保育士の平均勤続年数等

全職種	勤続12.1年（42.1歳）
保育士	勤続7.6年（34.8歳）

（平成26年賃金構造基本統計調査）

保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない理由上位（複数回答）

	理由	割合
①	賃金が希望と合わない	47.5%
②	他職種への興味	43.1%
③	責任の重さ・事故への不安	40.0%
④	自身の健康・体力への不安	39.1%
⑤	休暇が少ない・とりにくい	37.0%

（H25.8 厚労省「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査」）

6 県の主な取組み

子ども・子育て支援新制度の各種加算措置による保育士の処遇改善の実施、
 保育士・保育所支援センターの開設、
 人材バンクや就職フェアによる潜在保育士等の就労支援、
 就労継続に向けた保育所経営者等に対する職場環境改善研修等の実施、
 保育教諭確保のための資格取得支援事業の実施

課題

- 1 資格保有者数の拡大や、既に資格を取得している者の保育現場への就労・定着の促進

**取組
方向**

1 県の主な新たな取組

(1) 潜在保育士復職支援研修【4,578 千円】

潜在保育士の再就職において障害となっている保育士の不安感を取り除くために学科や実習を含んだ長期研修を実施

- 保育士指定養成校で10～12日の実践的な研修を実施

(2) 保育人材確保対策貸付事業費補助【1,610,000 千円】

保育士資格取得を目指す保育補助者の雇上に要する経費や、離職した保育士が再就職する際の必要となる準備金・未就学児に係る保育料の負担に対する支援を行うための資金の貸付原資を助成

- 貸付け額

区分	貸付け額	備考
保育補助者雇上支援事業	年額 2,953 千円 (最大)	貸付期間は3年間が限度
未就学児を持つ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業	保育料の1/2 (月額 27,000 円上限)	貸付期間は1年間が限度
潜在保育士の再就職支援事業	20 万円 (最大)、	貸付は1回限り

2 その他保育人材確保に関する取組

(1) 認定こども園園長研修等の実施【2,547 千円】

県独自の園長認定制度の創設に伴い、園長資格に必要となる研修及び主幹保育教諭等の質向上のための研修を実施

- 5日程度(30時間程度)の研修を実施

(2) 保育士・保育所支援センターにおける就職サポートシステム等

【15,003 千円】

Eメール等を活用した、センターから潜在保育士への就職関連情報の発信を強化するとともに、保育士登録名簿を活用した潜在保育士への呼びかけなどを実施

3 保育料軽減の充実

現状

- 1 理想よりも実際の子どもの数が少ないことの原因として、経済的理由を挙げ
る者が多い（「出産・育児にお金がかかる」47.9%、「進学のための教育費にお
金がかかる」43.2%等）
- 2 国は、同一世帯の複数の子どもが保育所等を利用する場合、一定の場合に、
第2子・第3子の利用者負担を軽減（無料又は半額）する措置を導入
- 3 また国は、H28年度からは、現行制度を継続しつつ、新たに年収約360万
円未満の世帯については、第3子以降（ひとり親世帯等については第2子以降）
の完全無償化を実施
- 4 県では、多子世帯に対する保育料等の独自軽減措置として、多子世帯保育料
軽減事業を実施

理想の子どもを持たない理由（複数回答での上位5位）

	理由	割合
①	出産・育児にお金がかかる	47.9%
②	進学のための教育費にお金がかかる	43.2%
③	年齢的に妊娠・出産が難しい	34.4%
④	仕事と子育ての両立が難しい	19.7%
⑤	健康上の理由で妊娠・出産が難しい	12.9%

（兵庫県「平成26年度少子対策・子育て支援に関する県民意識調査」）

国制度概要

<p>【現行制度】</p> <p>○保育所 同時入所する 第1子：全額 第2子：半額 第3子：無償</p> <p>○幼稚園 小学校3年生以下 第1子：全額 第2子：半額 第3子：無償</p>	+	<p>【制度拡充（H28～）】</p> <p>①低所得層への支援拡充 ○年収約360万円未満の世帯（幼・保とも） ・第2子：半額 ・第3子以降：無償</p> <p>②ひとり親世帯等への支援拡充 ○非課税世帯（第Ⅱ階層） ・出生順にかかわらず無償 ○年収約360万円未満の世帯 ・第1子：半額 ・第2子以降：無償</p>
--	---	--

課題

- 1 既存の取組みを踏まえた保育料軽減の充実が求められている

取組 方向

- 1 県の主な新たな取組
（1）多子世帯保育料軽減事業、第2子保育料軽減事業【412,000千円】
国の制度拡充を受け、第3子以降の児童と対象とした多子世帯保育料軽減
事業の所得要件を緩和するとともに、第2子保育料軽減事業を創設する。

制度拡充・創設の概要

区 分		現 行	拡充、創設
第3子 以 降	所得制限	年収約520万円	年収約640万円
	補助額	月額5,000円超の保育料に対し 3歳以上児 4,000円 3歳未満児 5,500円を限度	同左
第2子	所得制限	—	年収約640万円
	補助額	—	月額5,000円超の保育料に対し 3歳以上児 3,000円 3歳未満児 4,500円を限度

4 病児・病後児保育体制の整備

現状

1 病児・病後児を保育する施設等に対し、設置、運営に要する経費を助成事業の概要

区分	医療機関型 (国庫事業名:病児対応型)	保育所・児童福祉施設オープン型 (国庫事業名:病後児対応型)	診療所型小規模病児保育事業
事業内容	病気の回復期に至っていないため、集団保育が困難な児童(病児)を保育する。	病気の回復期で、集団保育が困難な児童(病後児)を保育する。	病児及び病後児を保育する。
実施要件	(1)及び(2)の両方を満たすこと。 (1)看護師、准看護師、保健師又は助産師: 利用児童おおむね10人につき1名以上 (2)保育士: 利用児童おおむね3人につき1名以上		実施場所:医療機関 利用児童定員:3名以内 職員配置:看護師、准看護師、保健師、助産師又は保育士を1名以上

2 「病児保育センター」の設置

病児保育の拠点となる施設に看護師等を配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、病児を保育するために必要となる看護師雇上費等を支援する事業を創設（補助基準額は調整中）

3 病児・病後児保育の実績

病児・病後児利用延べ人数(H26年度)

県民局・センター	市町名	病児(人)	病後児(人)	計
神戸	神戸	11,750	0	11,750
阪神南	尼崎市	1,879	0	1,879
	西宮市	608	164	772
	芦屋市	191	0	191
阪神北	伊丹市	0	31	31
	宝塚市	949	154	1,103
	川西市	0	126	126
	三田市	319	0	319
東播磨	明石市	119	135	254
	加古川市	0	173	173
	高砂市	396	0	396
	播磨町	0	44	44
北播磨	西脇市	153	0	153
	三木市	575	0	575
	小野市	292	0	292
	加西市	307	0	307
	加東市	0	14	14
	多可町	0	7	7
中播磨	姫路市	119	171	290
西播磨	相生市	0	0	0
	たつの市	0	10	10
但馬	豊岡市	344	0	344
	朝来市	0	307	307
丹波	丹波市	52	19	71
淡路		0	0	0
計		18,053	1,355	19,408

病児・病後児施設(H28.1現在)

県民局・センター	市町名	病児(施設)	病後児(施設)	計
神戸	神戸	14	0	14
阪神南	尼崎市	2	0	2
	西宮市	1	0	1
	芦屋市	1	0	1
阪神北	伊丹市	1	1	2
	宝塚市	1	2	3
	川西市	0	1	1
	三田市	1	0	1
東播磨	明石市	2	1	3
	加古川市	1	2	3
	高砂市	1	0	1
	播磨町	0	1	1
北播磨	西脇市	1	0	1
	三木市	1	0	1
	小野市	1	0	1
	加西市	1	0	1
	加東市	1	1	2
	多可町	0	1	1
中播磨	姫路市	1	3	4
西播磨	相生市	0	1	1
	たつの市	0	1	1
但馬	豊岡市	1	0	1
	養父市	0	1	1
	朝来市	0	1	1
丹波	丹波市	1	1	2
淡路		0	0	0
計		33	18	51

<p>課題</p>	<p>1 国制度では、看護師、保育士の両方の確保が条件となっており人材の確保が難しい。</p> <p>2 当日キャンセルがあるなど、施設の利用状況にムラがあり運営が難しい。 これらのことから、小規模な市町を中心に未実施の市町が多い。</p> <p>未実施市町（以下の16市町）</p> <table border="1" data-bbox="245 367 1144 719"> <tr> <td>阪神北（1）</td> <td>猪名川町</td> </tr> <tr> <td>東播磨（1）</td> <td>稲美町</td> </tr> <tr> <td>中播磨（3）</td> <td>神河町、市川町、福崎町</td> </tr> <tr> <td>西播磨（5）</td> <td>赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町</td> </tr> <tr> <td>但馬（2）</td> <td>新温泉町、香美町</td> </tr> <tr> <td>丹波（1）</td> <td>篠山市</td> </tr> <tr> <td>淡路（3）</td> <td>洲本市、南あわじ市、淡路市</td> </tr> </table>	阪神北（1）	猪名川町	東播磨（1）	稲美町	中播磨（3）	神河町、市川町、福崎町	西播磨（5）	赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町	但馬（2）	新温泉町、香美町	丹波（1）	篠山市	淡路（3）	洲本市、南あわじ市、淡路市
阪神北（1）	猪名川町														
東播磨（1）	稲美町														
中播磨（3）	神河町、市川町、福崎町														
西播磨（5）	赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町														
但馬（2）	新温泉町、香美町														
丹波（1）	篠山市														
淡路（3）	洲本市、南あわじ市、淡路市														
	<p>1 県の主な新たな取組み</p> <p>（1）診療所型小規模病児保育事業の拡充【27,000千円】 利用者の便を図るため、利用定員数を増加（2名→3名） ○ 3名を預かる場合は、他の職員のサポートを受けることを要件</p>														

5 放課後の子どもの居場所の整備

現状

- 1 学校の余裕教室、児童館等を活用し、安全・安心な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため市町が実施している放課後児童クラブの設置、運営を支援
- 2 設置にあたっては、「放課後子供教室」と一体的または連携して運用できるよう、国の「放課後子ども総合プラン」で定められており、教育委員会との連携により、市町に対し、小学校の余裕教室の積極的な活用を働きかけている

放課後児童クラブの推移

	26年度	27年度	対前年度
開設箇所数	873	895	2.5%増加
開設校区数	713	724	1.5%増加
利用児童数	36,977	40,745	10.2%増加
待機児童数	466	805	72.7%増加

放課後児童クラブの設置状況（H27.5.1現在）

設置箇所	設置箇所数	(参考) 9人以下の小規模クラブ数 (内数)
小学校	577 (64.5%)	7
児童館・児童センター	121 (13.5%)	2
幼稚園・保育所・認定こども園	63 (7.0%)	8
その他	134 (15.0%)	7
合計	895	24

高学年の受入状況（H27.5.1現在）

受入学年	箇所数
4年生まで	678 (75.7%)
5年生まで	492 (55.0%)
6年生まで	479 (53.5%)

課題

- 1 都市部に所在する一部クラブの過密状態、待機児童解消に向けた取組強化

取組方向

- 1 県の主な新たな取組み
 - (1) 放課後児童クラブ充実支援事業【26,000千円】
待機児童や過密状態のクラブを解消するため、設置場所の確保が困難な地域において、新たに賃貸物件により放課後児童クラブを開設する際、国庫補助の対象外である改修経費の一部を補助
○ 整備数：13 箇所
 - (2) 放課後児童クラブ整備費補助の拡充【570,158千円】
放課後児童クラブを実施するための施設建設、学校の余裕教室等の既存施設の改修、設備の整備・修繕、備品の整備にかかる経費を助成について、補助基準額を拡充
○ 整備数：114 箇所